

奈良県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1項第11号」を「第1項第12号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。